

「奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」の一部改正について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、関係規則等の改正を行うもの。

〔主な改正のポイント〕

○学校運営協議会の設置が努力義務化

○協議の内容が、学校運営に必要な支援にまで及び、そのため、実際に支援に関わる立場の方を、委員に追加

○教職員の任用に関する意見の範囲について、教育委員会規則で定めることができる

等

1. 「奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」の主な改正点

(1) 法改正に伴うもの

- ・協議会の役割に「学校運営に必要な支援の協議」を追加
- ・「職員の任用に関する教育委員会に対する意見の申し出」について教育委員会規則で申し出ができる内容を規定できるようになったことに伴い、「対象学校の教育上の課題を踏まえた職員個人を特定しない一般的な意見」と規定
- ・教育委員会に対する意見の申し出に際しては、校長がリーダーシップを発揮し協議会を円滑に運営できるよう、あらかじめ校長の意見を聴取することを規定

(2) その他の変更

- ・委員数の上限を10人（定時制を併設する高校については15人）に変更

コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度を導入した学校

輝く子供たちの未来の創造に向けて、学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めていくためには、学校と地域住民等が「地域でどのような子供たちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを共有することが重要です。

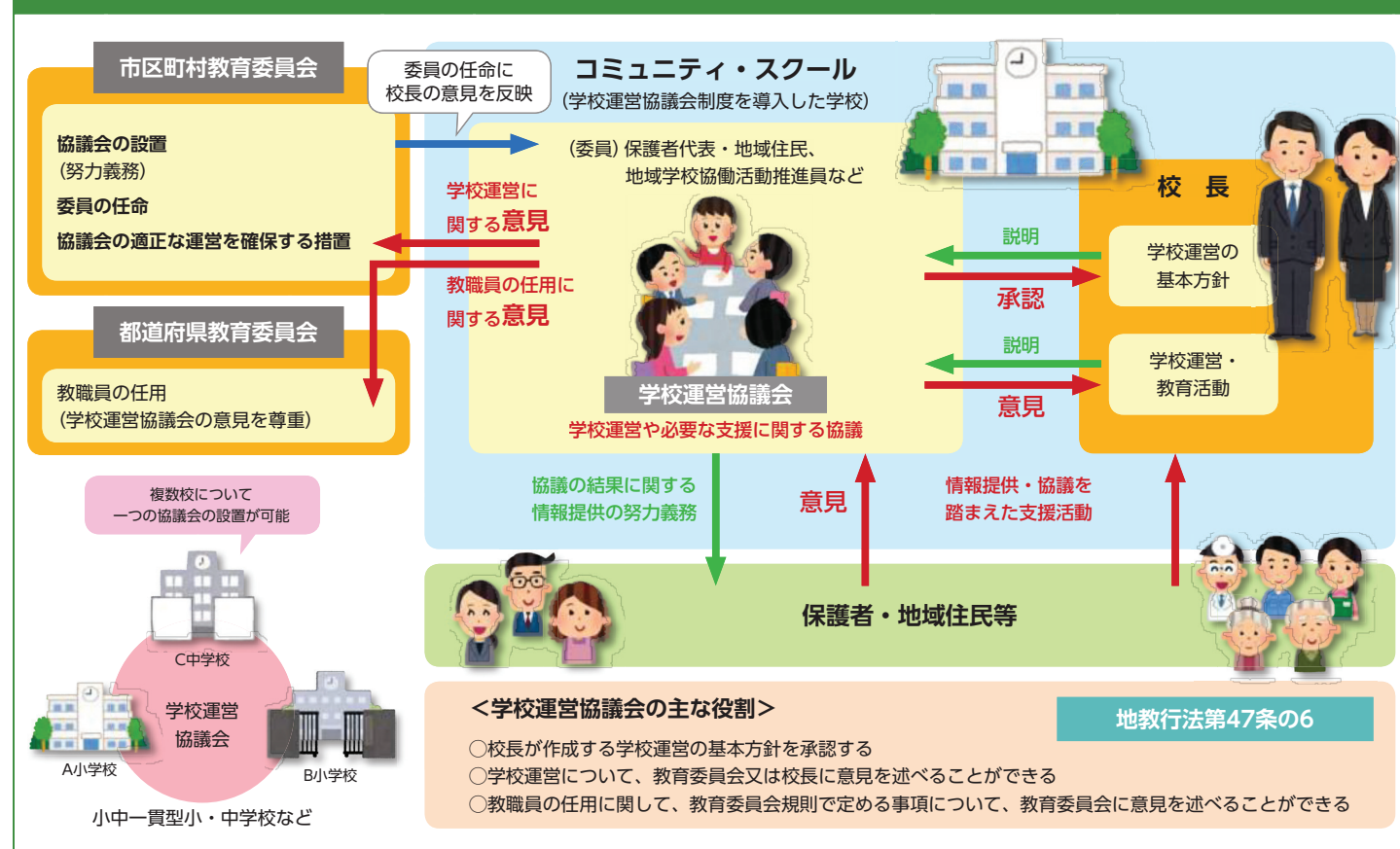
コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

コミュニティ・スクールの主な3つの機能

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6】

- 校長が作成する学校運営の**基本方針を承認**する
- 学校運営について**、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができる
- 教職員の任用に関して**、**教育委員会規則に定める事項**について、教育委員会に**意見を述べる**ことができる

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



学校運営協議会制度に関する法律が改正されました

学校運営協議会が設置された学校では、学校や子供たちの教育に対する保護者・地域住民等の理解が深まり、相互に連携・協働する場面が増えています。また、教育課程の充実につながる効果的な地域連携の取組が増えるなど、学校運営の改善にも大きな成果がみられます。

しかし、複雑化・多様化している学校現場の課題等を解決し、子供たちの教育環境を充実させるためには、**地域住民等の協力を得て、社会総がかりで教育の実現を図っていくことが重要**です。そのためには、全ての公立学校において学校運営協議会の設置を進める必要があることから、政府において継続的に議論が行われてきました。

教育再生実行会議 第6次提言(平成27年3月4日)

コミュニティ・スクールに関する部分の概要

- 未導入地域における取組の拡充
- 地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策
- コミュニティ・スクールの仕組みの必置について検討**を進める

中央教育審議会答申(平成27年12月21日)

コミュニティ・スクールに関する部分の概要

- 全ての公立学校において**、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、**学校運営協議会制度を導入した学校(コミュニティ・スクール)を目指す**べき
- 各教育委員会が、コミュニティ・スクールの推進を図っていくよう、現在任意設置となっている**学校運営協議会の制度的位置付けの見直し**も含めた方策を講じていくことが必要

こうした議論を踏まえ、学校運営協議会の設置をさらに促進していくために、平成29年3月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正されました。

●主な改正ポイント

- 学校運営協議会の設置が努力義務化に
- 学校運営への必要な支援についても協議すること
- 協議会の委員に、学校運営に資する活動を行う者を追加
- 教職員の任用に関する意見の範囲について、教育委員会規則で定めることに
- 複数校で一つの協議会を設置することが可能に
- 協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することを努力義務化

●法改正に関する条文等は、文部科学省HPをご覧ください。

第193回文部科学省成立法律

検索

アドレスはこちら
http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/1383841.htm

奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成二十八年五月奈良県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「」第四十七条の五」を「。以下「法」という。」第四十七条の六」に改める。

第二条を次のように改める。

（設置）

第二条 奈良県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会及び県立学校の校長の権限と責任の下、次に掲げる事項の実現に資するため、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、その所管に属する学校ごとに、協議会を設置するように努める。ただし、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により中学校における教育と高等学校における教育を一貫して実施する場合には、二以上の学校について一の協議会を設置することができる。

一 保護者、地域住民等の学校運営への参画の促進

二 保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力の促進

三 学校運営の改善並びに幼児、児童及び生徒の健全育成の促進

2 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、あらかじめ、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長の意見を聴くものとする。

3 教育委員会は、協議会を設置するときは、対象学校を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

第三条第一項中「前条第一項の規定による指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）」を「対象学校」に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五第三項」を「法第四十七条の六第四項」に改め、「作成し、」の下に「当該対象学校の」を加え、同項第五号及び同条第二項中「指定学校」を「対象学校」に改める。

第四条を次のように改める。

（教育委員会等に対する意見）

第四条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 前項の意見について、法第四十七条の六第七項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の教育上の課題を踏まえた事項であつて、職員個人を特定しない一般的なものとす。

4 協議会は、教育委員会に対して第一項及び第二項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

第五条第一項中「十五人」を「十人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、学校教育法第五十三条第一項の規定により定時制の課程を併せて置く高等学校については、委員十五人以内で組織することができる。

第五条第二項に、次のただし書を加える。

ただし、第一号から第三号までに掲げる者については、必ず委員に含めなければならない。

第五条第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「当該指定学校」を「対象学校」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「当該指定学校」を「対象学校」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 法第四十七条の六第二項第三号に規定する対象学校の運営に資する活動を行う者
第六条第一項中「一年」を「一年以内」に改め、同条第二項を削る。

第十条第二項第三号中「指定学校」を「対象学校」に改める。

第十三条の見出しを「（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）」に改め、同条第一項中「行う」の下に「とともに、協議会の運営が適正を欠くことよつて対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずる」を加え、同条第二項中「指定学校」を「対象学校」に改める。

第十四条を削る。

第十五条の見出し中「解任」を「解嘱等」に改め、同条第一項中「委員を」の下に「解嘱し、又は」を、同項第三号中「その他」の下に「解嘱又は」を加え、同条第二項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条第三項中「委員を」の下に「解嘱し、又は」を加え、同条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(学校運営に関する評価及び情報提供)

第十五条 協議会は、毎年度一回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

一 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する地域住民、対象学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者その他の関係者の理解の深化

二 対象学校と前号に規定する関係者との連携及び協力の推進

第十六条を削り、第十七条を第十六条とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第二条第一項の規定による指定を受け協議会を設置している学校については、この教育委員会規則による改正後の奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第二条第一項の規定により協議会を設置した学校及び同規則第二条第二項に規定する対象学校とみなす。

奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第四十七条の六の規定に基づき、県立学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第二条 奈良県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会及び県立学校の校長の権限と責任の下、次に掲げる事項の実現に資するため、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、その所管に属する学校ごとに、協議会を設置するように努める。ただし、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施す場合には、二以上の学校について一の協議会を設置することができる。</p> <p>一 保護者、地域住民等の学校運営への参画の促進</p> <p>二 保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力の促進</p> <p>三 学校運営の改善並びに幼児、児童及び生徒の健全育成の促進</p> <p>2 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、あらかじめ、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長の意見を聴くものとする。</p> <p>3 教育委員会は、協議会を設置するときは、対象学校を明示し、当該対象学校に対して通</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の五の規定に基づき、県立学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定)</p> <p>第二条 奈良県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会及び県立学校の校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営の参画の促進及び連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組む目的を達成するため協議会の設置が適当であると認めるときは、協議会を置く学校を指定することができる。</p> <p>2 県立学校の校長は、前項の規定による受けようとするときは、教育委員会に申請しなければならぬ。</p> <p>3 第一項の規定による指定の期間は三年とし、再指定することができる。</p>

改正案	現行
<p>知するものとする。</p> <p>(基本的な方針の承認)</p> <p>第三条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度、法第四十七条の六第四項に規定する基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得るものとする。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 その他当該対象学校の校長が必要と認める事項</p> <p>2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。</p> <p>(教育委員会等に対する意見)</p> <p>第四条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。</p> <p>2 協議会は、対象学校の職員の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。</p> <p>3 前項の意見について、法第四十七条の六第七項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の教育上の課題を踏まえた事項であつて、職員個人を特定しない一般的なものとする。</p> <p>4 協議会は、教育委員会に対して第一項及び第二項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第五条 協議会は、委員十人以内で組織する。</p> <p>ただし、学校教育法第五十三条第一項の規定</p>	<p>(基本的な方針の承認)</p> <p>第三条 前条第一項の規定による指定を受けた学校(以下「指定学校」という。)の校長は、次に掲げる事項について、毎年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五第三項に規定する基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 その他当該指定学校の校長が必要と認める事項</p> <p>2 指定学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。</p> <p>(校長からの意見の聴取)</p> <p>第四条 協議会は、指定学校の運営全般について、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、指定学校の校長の意見を聴取するものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第五条 協議会は、委員十五人以内で組織する。</p>

改正案	現行
<p>により定時制の課程を併せて置く高等学校に ついては、委員十五人以内で組織することが できる。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから校長の推 薦により教育委員会が委嘱し、又は任命する。 ただし、第一号から第三号までに掲げる者に ついては、必ず委員に含めなければならない。 一及び二 略</p> <p>三 法第四十七条の六第二項第三号に規定す る対象学校の運営に資する活動を行う者</p> <p>四 対象学校の校長</p> <p>五 対象学校の教職員</p> <p>六 学識経験者</p> <p>七 関係行政機関の職員</p> <p>八 その他教育委員会が適当と認める者</p> <p>(任期等)</p> <p>第六条 委員の任期は一年以内とし、再任を妨 げない。ただし、当該委員が欠けた場合にお ける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間 とする。</p> <p>(守秘義務等)</p> <p>第十条 略</p> <p>2 前項に規定するほか、委員は、次に掲げる 行為をしてはならない。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 その他協議会及び対象学校の運営に著し く支障を来す言動を行うこと。</p>	<p>2 委員は、次に掲げる者のうちから校長の推 薦により教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 当該指定学校の校長</p> <p>四 当該指定学校の教職員</p> <p>五 学識経験者</p> <p>六 関係行政機関の職員</p> <p>七 その他教育委員会が適当と認める者</p> <p>(任期等)</p> <p>第六条 委員の任期は一年とし、再任を妨げな い。ただし、当該委員が欠けた場合における 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす る。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定学校の指定 の期間が満了したとき又はその指定が取り消 されたときは、委員はその身分を失う。</p> <p>(守秘義務等)</p> <p>第十条 略</p> <p>2 前項に規定するほか、委員は、次に掲げる 行為をしてはならない。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 その他協議会及び指定学校の運営に著し く支障を来す言動を行うこと。</p>

改正案

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第十三条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによつて対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解嘱等)

第十四条 教育委員会は、委員から辞任の申出を受けた場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解嘱し、又は解任することができる。

- 一 及び二 略
- 三 その他解嘱又は解任に相当する事由が認められる。

現行

(指導及び助言)

第十三条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び指定学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(指定の取消し)

第十四条 教育委員会は、前条第一項の規定による指導及び助言を受けたにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第二条第一項の規定による指定を取り消さなければならない。

- 一 協議会としての活動の実態がないと認められる場合
 - 二 協議会としての合意形成を行うことができないと認められる場合
 - 三 その他学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合
- 2 教育委員会は、第二条第一項の規定による指定を取り消す場合には、取消事由を明示した書面を交付しなければならない。

(委員の解任)

第十五条 教育委員会は、委員から辞任の申出を受けた場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- 一 及び二 略
- 三 その他解任に相当する事由が認められる。

改正案	現行
<p>められるとき。</p> <p>2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、委員を解嘱し、又は解任する場合には、その理由を示さなければならない。</p> <p>(学校運営に関する評価及び情報提供)</p> <p>第十五条 協議会は、毎年度一回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。</p> <p>2 協議会は、次に掲げる目標を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めなければならない。</p> <p>一 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する地域住民、対象学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者その他の関係者の理解の深化</p> <p>二 対象学校と前号に規定する関係者との連携及び協力の推進</p> <p>(その他)</p> <p>第十六条 略</p>	<p>とき。</p> <p>2 指定学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。</p> <p>(運営に関する評価及び情報提供)</p> <p>第十六条 協議会は、学校の運営状況等について毎年度一回以上の評価を行うものとする。</p> <p>2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開する等の情報提供に努めなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第十七条 略</p>

奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則【改正後】

(趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第四十七条の六の規定に基づき、県立学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 奈良県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会及び県立学校の校長の権限と責任の下、次に掲げる事項の実現に資するため、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、その所管に属する学校ごとに、協議会を設置するように努める。ただし、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定により中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施す場合には、二以上の学校について一の協議会を設置することができる。

- 一 保護者、地域住民等の学校運営への参画の促進
 - 二 保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力の促進
 - 三 学校運営の改善並びに幼児、児童及び生徒の健全育成の促進
- 2 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、あらかじめ、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長の意見を聴くものとする。
- 3 教育委員会は、協議会を設置するときは、対象学校を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(基本的な方針の承認)

第三条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度、法第四十七条の六第四項に規定する基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得るものとする。

- 一 教育課程の編成に関すること。
 - 二 学校経営計画に関すること。
 - 三 組織編成に関すること。
 - 四 予算執行に関すること。
 - 五 その他当該対象学校の校長が必要と認める事項
- 2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(教育委員会等に対する意見)

- 第四条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。
- 2 協議会は、対象学校の職員の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 前項の意見について、法第四十七条の六第七項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の教育上の課題を踏まえた事項であって、職員個人を特定しない一般的なものとする。

- 4 協議会は、教育委員会に対して第一項及び第二項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(組織)

第五条 協議会は、委員十人以内で組織する。ただし、学校教育法第五十三条第一項の規定により定時制の課程を併せて置く高等学校については、委員十五人以内で組織することができる。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから校長の推薦により教育委員会が委嘱し、又は任命する。ただし、第一号から第三号までに掲げる者については、必ず委員に含めるものとする。

- 一 保護者
- 二 地域住民
- 三 法第四十七条の六第二項第三号に規定する対象学校の運営に資する活動を行う者
- 四 対象学校の校長
- 五 対象学校の教職員
- 六 学識経験者
- 七 関係行政機関の職員
- 八 その他教育委員会が適当と認める者

(任期等)

第六条 委員の任期は一年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第七条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長が会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第八条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第九条 協議会の会議は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(守秘義務等)

第十条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に規定するほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- 二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- 三 その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(報酬等)

第十一条 委員の報酬及び費用弁償は、教育長が別に定める。

(研修)

第十二条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要な研修を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第十三条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供に努めなければならない。

(委員の解嘱等)

第十四条 教育委員会は、委員から辞任の申出を受けた場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解嘱し、又は解任することができる。

- 一 第十条の規定に違反したとき。
- 二 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- 三 その他解嘱又は解任に相当する事由が認められるとき。

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任し、又は解職する場合には、その理由を示さなければならない。

(学校運営に関する評価及び情報提供)

第十五条 協議会は、毎年度一回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

- 一 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する地域住民、対象学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者その他の関係者の理解の深化

二 対象学校と前号に規定する関係者との連携及び協力の推進

(その他)

第十六条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

附 則 (平成二十八年五月奈良県教育委員会規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年 月奈良県教育委員会規則第 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第二条第一項の規定による指定を受け協議会を設置している学校については、この教育委員会規則による改正後の奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第二条第一項の規定により協議会を設置した学校及び同規則第二条第二項に規定する対象学校とみなす。